

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び糸魚川地域振興局において縦覧に供する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成26年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人糸魚川さじき席

3 代表者の氏名

天井 貞

4 主たる事務所の所在地

糸魚川市横町4丁目7番14号

5 定款に記載された目的

この法人は、青少年の精神的、身体的な健全育成を図るため、糸魚川地域の伝統競技である相撲道に関する各種事業を行い、市民に夢と活力を与え、地域の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動